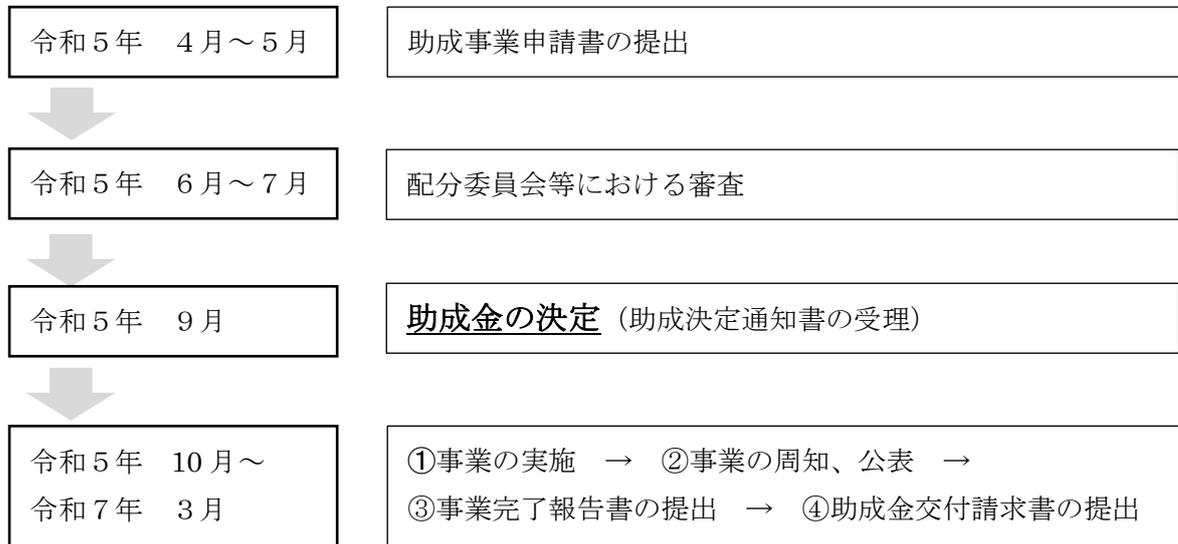


# 令和5年度 赤い羽根共同募金「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業 ～ 申請の手引き～

## 1. 助成事業実施の流れ



## 2. 申請時の必要書類

### ◆「福祉関係施設等整備事業」

- ① (様式1) 「滋賀の町を良くするしくみ(福祉関係施設等整備事業)」申請書
- ② (添付書類) 整備する備品等が分かるカタログ等 (写しで可)
- ③ (添付書類) 見積書(写し)または価格表等の積算根拠資料
- ④ (添付書類) 令和3年度収支決算書 (貸借対照表含む)  
(令和4年度決算書が承認されている場合はその決算書)
- ⑤ (添付書類) 団体(法人)の活動内容が分るもの (機関誌・パンフレット等)
- ⑥ (添付書類) 現況等の写真(改修、買替、更新時のみ)  
(施設の増改築および改造、設備の整備を実施する箇所の現状等)  
(機器および什器備品、遊具の現状・設置場所等)  
(車両買替時のみ、車両の現状および走行距離メーター等)

※車両の購入事業の申請については下記の書類も必要となります。

- ⑦ (様式3) 団体(法人)保有車両一覧表
- ⑧ (添付書類) 更新(買替)する車両の車検証の写し (車両更新(買替)時のみ)

#### ◆「広域福祉活動支援事業」

- ①（様式２）「滋賀の町を良くするしくみ(広域福祉活動支援事業)」申請書
- ②（添付書類）令和３年度事業報告書・収支決算書（貸借対照表含む）  
（令和４年度決算書が承認されている場合はその事業報告・決算書）
- ③（添付書類）令和５年度事業計画書・収支予算書
- ④（添付書類）団体(法人)の活動内容が分るもの（機関誌・パンフレット等）

### 3. 留意事項

#### ●助成事業の申請時

- ①助成申請書の提出後、万が一事業内容に変更が生じたときは、早急に本会までご相談ください。
- ②赤い羽根の共同募金は地元の商店や企業から法人募金として多くのご協力をいただいております。見積業者選定時は原則として地元地域の業者を選定ください。
- ③申請時にオンラインでのヒアリングや現地調査に訪問させていただく場合があります。

#### ●助成決定後（事業実施時）

- ①「福祉関係施設等整備事業」で、整備・改修される事業については、決定後改めて２社以上の見積書を取得いただき、事業を実施していただくこととなります。
- ②「福祉関係施設等整備事業」で、購入される施設設備・物品・車両には、必ず「赤い羽根の共同募金」の助成事業である明示をしていただきます。明示方法について不明な場合は、事前に本会と調整の上、実施していただくこととなります。
- ③「広域福祉活動支援事業」の事業実施については、赤い羽根共同募金の「のぼり」を設置していただくなど、「赤い羽根共同募金」の助成事業であることを周知し、事業を実施していただくこととなります。
- ④助成事業完了後は、寄付をしてくださった県民の皆様宛に、本会のホームページ上で「ありがとうメッセージ」として事業報告と寄付者へのお礼の言葉を掲載させていただきます。事業実施時には公表用写真の撮影をお願いします。

その他、ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒５２０－００４４ 大津市京町四丁目３番２８号 厚生会館内

TEL : 077-522-4304

FAX : 077-522-4375

MAIL : [info@shiga-akaihane.org](mailto:info@shiga-akaihane.org)

HP : [http:// shiga-akaihane.org/](http://shiga-akaihane.org/)